

岩手競馬再生推進基金条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 40 号）

（設置）

第 1 条 岩手県競馬組合（以下「組合」という。）の経営の改善及び組合を構成する地方公共団体（県を除く。以下「構成団体」という。）が組合の経営の改善のために貸付けを行う場合における構成団体の健全な財政運営に資するために必要な資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、岩手競馬再生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第 2 条 基金の額は、20,396,000 千円とする。

（貸付け）

第 3 条 資金は、組合及び構成団体に対して貸し付けるものとする。

（管理）

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 25 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

岩手競馬再生推進基金条例施行規則（平成 19 年岩手県規則第 21 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岩手競馬再生推進基金条例（平成19年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付金額）

第 2 条 平成18年度における岩手県競馬組合（以下「組合」という。）及び組合を構成する地方公共団体（県を除く。以下「構成団体」という。）に対する資金（条例第 1 条に規定する資金をいう。以下同じ。）の貸付金額は、次に定めるところによる。

（1） 組合 18,150,000千円

（2） 構成団体

ア 奥州市 5,750,000千円

イ 盛岡市 3,850,000千円

2 平成19年度以降における組合に対する資金の貸付金額については、前年度末までの元金の償還額を踏まえて知事が定める。

（貸付条件）

第 3 条 組合及び構成団体に対する資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

（1） 貸付利率

ア 組合 県の歳計現金の運用利回りと同水準となるよう知事が定める率とする。

イ 構成団体 アに掲げる率（次号イただし書に基づき貸付期間が延長された場合においては、年度ごとに定めるアに掲げる率）とする。

（2） 貸付期間

ア 組合 年度初め（平成18年度については、資金の貸付けを行った日）から当該年度末までの 1 年以内（当該年度末に組合が資金の償還を行う際に知事が必要と認めて貸付けを行う場合にあっては、当該資金の償還を行う日から翌年度分の資金の貸付けを行う日までの期間）とする。

イ 構成団体 資金の貸付けを行った日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、次号に規定する償還期日までに元金の一部として225,000千円以上の償還を行った場合には、当該貸付期間を 1 年間延長するものとする。

（3） 償還方法及び償還期日

ア 元金 一括償還の方法により、貸付期間の末日に償還する。

イ 利息 年賦償還の方法により、貸付期間（前号イただし書に基づき貸付期間が延長された場合においては、当該延長される前の貸付期間）の末日に償還する。

（4） 延滞利率 知事が別に定める率とする。

2 前項第 1 号及び第 4 号に規定する貸付利率及び延滞利率に係る貸付利息及び延滞利息の額の計算につきこれらの規定によって定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(借入れの申請)

第4条 資金の貸付けを受けようとする組合又は構成団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による岩手競馬再生推進資金借入申請書
- (2) 貸付けを受けようとする資金に係る予算書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定等)

第5条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において、その内容を審査し、資金の貸付けを行うことが適当であると認めたときは、当該資金の貸付けを決定し、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金貸付決定通知書を同条に規定する書類を提出した申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者が、資金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金借用証書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定による通知を受けた申請者（構成団体に限る。以下この項において同じ。）が前項に規定する岩手競馬再生推進資金借用証書を提出した後に、第3条第1項第2号イに規定する貸付期間を延長しようとするときは、当該申請者は、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金借用証書（延長用）を知事に提出しなければならない。

(実地検査等)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、借受者（資金の貸付けを受けた組合及び構成団体をいう。以下同じ。）に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(繰上償還)

第7条 知事は、借受者が、資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付けの条件に従わなかったときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 借受者は、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

3 借受者が、前2項の規定により繰上償還しようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。

(債務の承継)

第8条 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について法令の規定による承継をしたときは、当該承継により債務を負担した市町村等は、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金債務承継通知書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 市町村等が貸付けを受けた資金に係る債務の全部又は一部について債務の引受けによる承継をしようとするときは、当該承継により債務を免れる借受者及び当該承継により債務を負担する市町村等は、連署の上、あらかじめ別に定める様式による岩手競馬再生推進資金債務承継承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項に規定する岩手競馬再生推進資金債務承継承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、債務の承継が適当であると認めたときは別に定める様式による岩手競馬再生推進資金債務承継承認通知書により、適当でないと認めたときはその旨を借受者及び市町村等に通知するものとする。

(名称の変更)

第9条 借受者は、その名称を変更したときは、別に定める様式による名称変更通知書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第10条 知事は、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金貸付台帳を備えておいて、常に資金の貸付状況及び元利償還の状況を借受者ごとに明らかにしておかなければならない。

- 2 借受者は、別に定める様式による岩手競馬再生推進資金借入台帳を備えておいて、常に資金の借入状況及び元利償還の状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第11条 第2条から前条までに定めるもののほか、条例第1条に規定する基金に運用することができる財産がある場合においては、当該財産の運用として、組合に対して、年度内の一定の期間を限って、貸付けを行うことができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 組合及び構成団体に対する資金の貸付利率は、岩手競馬再生推進基金条例施行規則の一部を改正する規則（平成23年岩手県規則第40号）の施行の日から平成28年3月31日までの間、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
- (1) 組合 年0.01パーセント
- (2) 構成団体 県の歳計現金の運用利回りと同水準となるよう知事が定める率（第3条第1項第2号イただし書の規定に基づき貸付期間が延長された場合においては、年度ごとに県の歳計現金の運用利回りと同水準となるよう知事が定める率）
- 3 第3条第2項の規定は、前項に規定する貸付利率に係る貸付利息の額の計算について準用する。

#### 附 則（平成20年3月14日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成23年5月13日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に岩手県競馬組合に対し貸し付けられている資金に係る貸付利息の額は、当該資金を貸し付けた日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの日数に応じこの規則による改正前の岩手競馬再生推進基金条例施行規則第3条第1項第1号ア

の規定により定められた貸付利率を乗じて計算した額と施行日から平成24年3月31日までの日数に応じこの規則による改正後の岩手競馬再生推進基金条例施行規則附則第2項に定める貸付利率を乗じて計算した額を合算した額とする。